



YMCAとは

YMCAは1844年ロンドンで誕生して以来、全世界に広まり、現在では世界124の国と地域に組織された国際的青少年団体です。

奈良YMCAはキリスト教を基盤とした愛と奉仕の精神に基づき、1962年5月に市内角振町にその産声をあげました。1970年3月に西大寺国見町に会館を建設し、拠点を西大寺に移して以後、1980年に別館、1982年にスイミングスクール、1988年に新館等をオープンし、今日に至っています。



私たちの使命

奈良YMCAにどう私たちは、日本YMCA基本原則の精神に基づき、イエス・キリストによって示された愛と奉仕のわざを実践し、青少年の精神・知性・身体の調和のとれた全人的成長を願うとともに、平和で民主的な社会の実現をめざします。

私たちは

1. 人々が互いに尊重し、協力しあって、ともに生きる社会の実現につとめます。
2. すべての人々が生涯にわたる学びをととして、自己の成長をはかれるよう、学習の場と機会を提供します。
3. ボランティア精神を育てる場とネットワークを創り出し、地域と国際社会に貢献します。
4. すべての生命をいつくしむことの大切さを認識し、人と自然が共生できる地球環境を守ります。

5. 世界の人々との交流をはかり、難民や発展途上国の困難さや痛みを分かち合い、正義と公正社会の実現に努力します。
6. アジアにおける日本の歴史的課題を学びつつ、世界平和実現のために祈り、行動します。



ぜひご支援下さい

奈良YMCAは、多くの方々の篤志に支えていただき、会員やボランティアの皆さん、地域の方々と共に様々な活動を行って参りました。青少年指導者の養成、地域社会への奉仕活動、ハンディキャッププログラム、国際協力、国際理解教育、平和教育などを推進し、かつ、健康教育（青少年から熟年世代までのスポーツ・健康事業）、野外活動、音楽教育、芸術教育、語学教育、発達障がい児・者への教育、子育て支援アフタースクール、不登校の子ども達へのフリースクール、地域協力としては幼稚園や小学校でのスポーツ指導などを行っております。ぜひ、奈良YMCAの活動の趣旨にご賛同いただき、少しでもこれらの活動の輪を大きく広げるため、ご支援下さいますよう、よろしくお願い申し上げます。

公益財団法人奈良YMCA本部事務局

〒631-0823 奈良市西大寺国見町 2-14-1

TEL : 0742 (44) 2207

FAX : 0742 (44) 2291

E-mail : nara@naraymca.org

URL : <http://www.naraymca.or.jp/>

奈良 YMCA

「遺贈による寄付制度」 のご案内



公益財団法人
奈良YMCA



「遺贈による寄付制度」とは

このたびご紹介する「遺贈による寄付制度」とは、奈良 YMCA への遺言によるご寄付をお考えの方のご篤志を実現するため、専門家がお手伝いさせていただく制度です。

この制度の利用をご希望の方に下記の提携信託銀行をご紹介します、専門家によるアドバイスを得ながら、奈良 YMCA への遺贈を含むご希望の財産配分内容を記した遺言書を作成していただくことにより、将来のご寄付が確実なものとなります。

遺言による故人のご意志は、民法が定める法定相続のルールよりも優先されます。また、公益法人への遺贈による寄付財産には相続税がかかりません。

遺贈によるご寄付は、私どもにとって、活動の大きな支えになることはもちろんでございますが、ご遺贈くださる方にとりまして、より良き生を全うされることに繋がるものと存じます。この制度のご利用により、奈良 YMCA へご篤志をお寄せくださいますようお願い申し上げます。

奈良 YMCA では、この制度の運営に関し三井住友信託銀行と提携しており、ご希望の方に同行をご紹介します。

遺贈による寄付の流れは右図のとおりですが、以下の点にご留意下さい。

1. 信託銀行への相談は無料ですが、遺言書の保管と遺言執行については、信託銀行所定の手数料・報酬が必要になります。
2. 遺言公正証書の作成には、公証役場所定の手数料がかかります。

ご遺贈による寄付の流れ

遺贈によるご寄付を奈良YMCAにお考えの方



奈良YMCA
本部事務局

奈良YMCA本部事務局までご相談下さい。
信託銀行の担当をご紹介します。
(直接、提携信託銀行の窓口でご相談いただくこともできます)
※相談内容の秘密は守られます。



信託銀行

遺言公正証書作成のお手伝いをします。



信託銀行

遺言書の保管・管理をします。



信託銀行

ご逝去の通知をいただき次第、遺言書の内容を執行します。



奈良YMCAへの
ご寄付



相続人等への
遺産配分